



2025年4月28日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 経理部長 山口 和也
(TEL. 03-6458-6913)

(開示事項の経過) 元代表取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2024年10月8日付「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、元代表取締役である福村康廣氏に対し、損害賠償請求訴訟を提起していましたが、今般、当該訴訟について判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決が言い渡された裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 判決言渡日 2025年4月25日

2. 判決の内容

本件訴訟において、当社が元代表取締役福村康廣氏に対して提起した下記の請求について、裁判所は当社の主位的請求（不法行為に基づく損害賠償請求）を全面的に認容する旨の判決を言い渡しました。

(1) 無断出金行為に関する損害賠償請求

福村氏が、取締役会の承認を経ずに自己の個人口座に2億円を出金した行為について、返還された8000万円を控除した残額1億2000万円及びこれに対応する弁護士費用1200万円（合計1億3200万円）並びにこれに対する令和6年（2024年）8月23日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を命じました。

(2) 役員報酬の独断増額行為に関する損害賠償請求

福村氏が、取締役会及び株主総会の承認なく自己の役員報酬を月額4000万円から1億円に独断で増額し、1億2060万3336円を受領した行為について、本来支給されるべき報酬との差額1億0775万7602円及びこれに対応する弁護士費用1077万5760円（合計1億1853万3362円）並びにこれに対する令和6年（2024年）7月24日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を命じました。

(3) その他

訴訟費用は全額被告（福村康廣氏）の負担とされました。また、この判決は仮に執行することができる旨も認められています。

3. 判決の理由概要

本件は、当社の元代表取締役であった福村康廣氏が、当社取締役会の承認を経ずに自己の銀行口座へ資金を送金した行為および役員報酬を独断で増額し受領した行為について、当社が不法行為に基づく損害賠償請求を行ったものです。

裁判所は、当社の主張を全面的に認め、当社の請求金額全額の支払を命じる判決を言い渡しました。

4. 今後の見通し

当社としましては、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。

本判決にもとづいて福村氏からの支払いを受けた場合、2.(2)に関して1億円程度の特別利益が発生する見込みがありますが、今後福村氏より控訴がなされた場合、その後の回収状況の如何によっては、特別利益の発生に至らない可能性がありますので、被告による控訴等、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。なお、本判決は、被告に対する判決書の送達日から2週間以内に控訴がなされなかった場合には確定いたします。

以上